

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十五日から適用する。

平成二十九年二月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

第14部 追加補薬 (10)

内 用 薬

品 名 規 格 単 位 薬 価

円

(お)

オテズラ錠10mg 10mg 1錠 324.20

オテズラ錠20mg 20mg 1錠 648.40

オテズラ錠30mg 30mg 1錠 972.60

(し)

伊田製薬の薬理（薬理特許）の1品を各品に示す

品名	規格	単位	薬価
(て)			
ジメジマー配合錠		1錠	11,528.80
(へ)			
テクノイデラカプセル120mg	120mg	1カプセル	2,037.20
テクノイデラカプセル240mg	240mg	1カプセル	4,074.40
(や)			
ベムリデイン錠25mg	25mg	1錠	996.50
(り)			
ヤーズブレックス配合錠		1錠	275.00
リアメット配合錠		1錠	242.30
リンゼス錠0.25mg	0.25mg	1錠	92.40
(お)			
オビトレル皮下注シリンジ250μg	250μg	0.5mL 1筒	2,910

佐田薬廠の薬理 (薬理精義) の1部を収めた本

(き)

キイトルーダ点滴静注20mg

20mg0.8mL 1瓶

84,488

キイトルーダ点滴静注100mg

100mg 4 mL 1瓶

410,541

(は)

パーサビズ静注透析用2.5mg

2.5mg 2 mL 1瓶

873

パーサビズ静注透析用5mg

5 mg 2 mL 1瓶

1,283

パーサビズ静注透析用10mg

10mg 2 mL 1瓶

1,885

(も)

モゾビル皮下注24mg

24mg1.2mL 1瓶

581,972